

● 証明書の発行できる
パッケージ・ソフトウェア製品名



施工管理ソフト
導入実績
No.1

	デキスパート基本部	出来形管理システム	写真屋	電子納品支援システム(土木版)	施工計画書作成支援システム	工程管理システム	安全管理システム	A納図〔A NOTE〕	現場大将	出来形展開図作成(ヘロン・平積・擁壁)	縦・横断図作成	情報化施工(TS 出来形サポートツール	工事実績DB
1	PAセット	●	●	●	●								
2	PAセット+工程管理	●	●	●	●	●							
3	電子納品基本セット	●	●	●	●			●					
4	P電子納品基本セット	●	●	●	●			●					
5	P電子納品基本セット+工程管理	●	●	●	●	●		●					
6	業務改善セット	●	●	●	●			●	●	●	●		
7	P業務改善セット	●	●	●	●			●	●	●	●		
8	P業務改善セット+工程管理	●	●	●	●	●		●	●	●	●		
9	図面セット	●						●			●		
10	TS Aセット	●	●	●	●			●	●			●	
11	TS Bセット	●	●	●	●			●	●			●	
12	TS電子納品セット	●	●	●	●			●	●	●	●	●	
13	TS業務改善セット	●	●	●	●			●	●	●	●	●	
14	TS大将 Bセット							●	●	●	●	●	
15	TS大将 Cセット							●	●	●	●	●	
16	NETIS追加セットA(施工+安全)				●		●						
17	NETIS追加セットB(工程+安全)				●	●	●						
18	NETIS追加セットC(施工+工程+安全)				●	●	●						
19	北海道Cセット	●						●	●			●	
20	フルセット	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21	工事実績DB 2ライセンス版～												●



- 中小企業設備投資促進税制
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusoukigyoutousokusinzeisei.htm>
- 少額減価償却資産の特例
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h22/gb137.html
- 生産性向上設備投資促進税制
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

ホームページ www.kentem.jp

■問い合わせ先

■開発元
時をきずき、未来をひらく。 **建設システム**

本社 TEL.0545-23-2600 FAX.0545-23-2601
〒417-0862 静岡県富士市石坂312-1

西日本本社 TEL.06-6306-2959 FAX.06-6306-2979
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4丁目6-24 大拓ビル97階78号室

札幌 TEL.011-221-6080 北陸 TEL.076-210-7067 四国 TEL.087-864-6126
盛岡 TEL.019-629-2733 本社 TEL.0545-23-2600 広島 TEL.082-568-7228
仙台 TEL.022-298-8081 名古屋 TEL.052-308-8090 九州 TEL.092-483-2155
新潟 TEL.025-240-5399 関西 TEL.06-6306-2959 南九州 TEL.099-214-3150
関東 TEL.048-662-5192 兵庫 TEL.078-291-5577 沖縄 TEL.098-941-1514
2014.07

「デキスパート・工事実績DB」の購入をご検討されている建設業者様必見！

国の税制利用で節税対策！

個人事業主・法人がソフトウェアを購入すると税制の優遇措置が受けられます。

どの優遇措置が受けられるかをご確認ください。 詳細は中面をご覧ください。

資本金 1億円以下

設備投資の取得価格

期間延長

ソフトウェア等
取得価額 **30万円未満**

1 少額減価償却資産の特例

適用期間 | 平成28年3月31日まで

損金算入
減価償却
取得価額 × **100%**

※取得価額の合計は、300万円が上限

資本金 1億円超

新設

ソフトウェア等
取得価額 **70万円以上**
(単価30万以上)

2 中小企業投資促進税制

適用期間 | 平成29年3月31日まで

どちらかの制度を選択できます。

特別償却
即時償却
取得価額 × **100%**

または

税額控除
当期に支払うべき法人税額から
個人事業主 資本金3,000万円以下法人
取得価額 × **10%** 控除

資本金3,000万円超 1億円以下法人
取得価額 × **7%** 控除

3 生産性設備投資促進税制

適用期間 | 平成29年3月31日まで

どちらかの制度を選択できます。

特別償却
即時償却
取得価額 × **100%**

※平成28年4月1日以降は、特別償却50%

または

税額控除
当期に支払うべき法人税額から
取得価額 × **5%** 控除

※平成28年4月1日以降は、税制控除4%

※資本金1億円以上の法人でも利用可能

⚠️ ① ② に該当する場合は、こちらをご確認ください。

● 中小企業等とは？

- ・ 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・ 農業協同組合等

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

1. 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円以上の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

① 少額減価償却資産の特例について

⚠️ 特例の適用対象者は、青色申告者である中小企業者等に限られます。

	本則（すべての企業が対象）		特例（中小企業者等のみが対象）	
	10万円未満	20万円未満	30万円未満	
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満	
損金算入方法	金額損金算入	3年間均等償却	金額損金算入	
限度額	—	—	300万円以下（注）	
償却資産税の取扱い	非課税	非課税	課税（合計150万円以上）	

（注）この特例は、対象となる減価償却資産の取得価額の合計額が年間300万円を上限としており、その超える部分に係る減価償却資産については適用対象から除外されます。

② 中小企業投資促進税制について

⚠️ 適用対象者は、青色申告者である中小企業者等に限られます。

	生産性向上に資する一定の設備以外		生産性向上に資する一定の設備	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 ・ 資本金3,000万円以下の法人	30%	7%	即時償却	10%
資本金3,000万円を超え、1億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

↑ 上乗せ措置の対象

● 確認方法 ⚠️

工業会等がメーカーから申請を受けて発行される証明書により確認
※詳細は、右記「証明書について」参照

● 適用手続き

	個人事業主	法人
特別償却の場合	○特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「へ割増（特別）償却費」の欄に特別償却費の額を、「摘要」の欄に特例名（例：「中小企業投資促進税制」「措法10の3」）を記入すること	○特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表（三）」と「適用額明細書」を添付すること
税額控除の場合	○税額控除の場合、「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」を確定申告書に添付すること	○税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表六（十二）」と「適用額明細書」を添付すること

特別償却

100% 上乗せ措置
特別償却割合 上乗せ
（即時償却）

50% 現行措置
特別償却 30%

20% 普通償却

※200%定率法 1億円（資本金）の場合

税額控除

10% 上乗せ措置
税額控除割合 上乗せ
3%

7% 現行措置
税額控除 7%

3,000万円 1億円（資本金）

● 平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分について

平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却または税額控除ができます。



③ 生産性設備投資促進税制について

産業競争力法の施工日 平成26年1月20日～平成29年3月31日までに取得した設備等について

	～平成28年3月31日	平成28年4月1日～平成29年3月31日
機械装置など	即時償却、または5%税額控除	50%特別償却、または4%税額控除
建物、構築物	即時償却、または3%税額控除	25%特別償却、または2%税額控除

以下の設備等の取得等をした場合に、特別償却または、税額控除ができます。

先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
一定の期間内に発売され、かつ旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性が向上する設備	投資計画の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることについて、経済産業局の確認を受けたもの
● 対象 機械・設置、一定の工具、器具設備、建物および建物付属設備。 中小企業者等については一定のソフトウェアおよびサーバーを含む（生産現場の情報把握・分析指示を可能とするもの）	● 対象 機械設置、工具、器具設備、建物、建物付属設備、構築物およびソフトウェア
● 確認方法 ⚠️ 工業会等がメーカーから申請を受けて発行される証明書により確認 ※詳細は、下記「証明書について」参照	● 確認方法 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士または税理士がチェックし、経済産業局が確認

● 平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分について

平成26年3月31日以前に終了する事業年度の設備投資分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却または税額控除ができます。



証明書について

証明書の発行について

平成26年1月20日以降に個人事業主・法人が70万円以上のソフトウェアを購入すると中小企業設備投資促進税制の上乗せ措置、または生産性向上設備投資促進税制の優遇措置が受けられます。
ただし、税申告の際に「投資設備に関する証明書」が必要になりますのでご注意ください。
証明書発行は、建設システムを通じてソフトウェアの工業会であるJISAから発行されます。
（証明書発行には手数料3,000円が掛かります）
証明書発行をご希望の場合は、弊社へ申し付けください。尚、証明書の発行できる製品については、ウラ面をご確認ください。

証明書の発行までの流れ

- ① 証明書発行依頼
- ② 証明書発行申請
- ③ 証明書申請受付・発行
- ④ 証明書発送（手数料3,000円〈実費〉）
- ⑤ 税申告（証明書添付）

